



有期雇用労働者の雇止めを許さない自治労連埼玉チーム

# さんを職場に力任せ!

労働条件の改善をすすめよう

何度かお知らせしましたが、伊奈町にある

県民活動総合センター（財団）で「雇止め・

不当解雇」にあつた金子さんの9回目の裁

判期日が今日もたれます。初耳の方に簡単

に説明しますが、臨時職員として2年間に

6回、続けて専門員として

6年間に5回の雇用更新を

繰り返した金子さんは、一

昨年3月25日に「3月31日

で雇用は終わります」と言われました。

これまで財団の財務事務を誠実に担つて

きたのに、あまりの冷酷さに自治労連埼玉

県本部に相談され、非正規職員に対するひ

どい仕打ちをやめさせる「雇止め撤回の運



## 非正規だからと、使用者の勝手は許されません

企業が非正規雇用

(有期雇用)を多用して労働者を使い捨てにするのに対し、金子さん

のように社会正義を求めて、多くの裁判が起こされました。

その結果、何度も更新を行い、実態として正規雇用(無期雇用)

と同じ働き方をしていました。場合は勝手に「雇止め」できないとする判例が定着しました。

そして、その判例は2012年に労働契約法が改正されて法律と

EU諸国では正規雇用を原則としたり、非正規雇用は客観的理由を必要としたり、乱用を防止策を設けています。

**本気で「働き方を改革」するの??**

政府は「働き方改革」などと言っていますが、まず、非正規雇用への規制を急ぐべきです。

規雇用への規制は「ゆるゆる」です。その結果、それでも日本の非正規雇用への規制は“ゆるゆる”です。その結果、全雇用労働者の39%が非正規の雇用です。

安定・劣悪労働条件で働くなければならなくなりっています。不安定な雇用は、働く人の生活も健康も未来も奪い

かねません。

労働者を不

求める裁判を起こしました。そして、今まで1年8か月、職場復帰をめざして頑張つきました。

○激励・ご支援の連絡先

自治労連埼玉県本部

非正規公共協も参加して、さいたま地裁に「労働契約法19条」を根拠に職場復帰を請求しました。そして、今年の制度づくりまで1年8か月、職場復帰をめざして頑張つきました。

※県活の指定管理先が「公益財団法人いきいき埼玉」なので、以下使用者を「財団」とします。

## ひき続き! 支援を!

県本部非正規公共協議長  
曾我恵美子

自治体で働く非正規のみなさんは、2020年4月の「会計年度任用職員」導入にむけだけに、財団の道理の運動が大切です。それだけに、財団の道理の運動が大切です。そ

れだけに、財団の道理の運動が大切です。そ

れだけに、財団の道理の運動が大切です。そ

が「職務や職位に差がある」と言えば格差がある

認められてしまう不出

動」を決意されました。

そして、財団の事務局長・他と3回の団

体交渉をもちましたが、「雇用期間が満了しただけ」以外の理由は何ら説明されませんでした。ひど過ぎる対応に、私たち県本部

に「職務や職位に差がある」と言えば格差がある

ある

認められてしまう不出

な法案です。



自治体・非正規任用制度の変更にむけても大事な裁判

のみなさんは、2020年4月の「会計年度任用職員」導入にむけだけに、財団の道理の運動が大切です。それだけに、財団の道理の運動が大切です。そ



2018年2月2日発行 NO.6



自治労連埼玉県本部  
非正規雇用公務公共関係労働組合協議会  
電話048-866-0661 FAX048-866-1186  
メール jichiren-saitama@nifty.com

雇用通知書が「非」正規だと  
正規と同じ仕事でも「非正規」?

私たちには「実態として正規雇用（常用雇用）と同じ状態にあつたから雇止めはできない」と主張しています。それは労働契約法19条がその様に定められていました。

期雇用」として雇つたから非正規であり雇止めできる」との主張に止まっています。

法19条や、その解釈を  
ご覧になつてください。  
**公務員非正規にも  
趣旨を活かすべき**  
財団は民間ですから  
労働契約法が適用され  
ます。しかし、公務員  
の非正規には残念なが  
ら適用されません。  
だからと言つて「雇

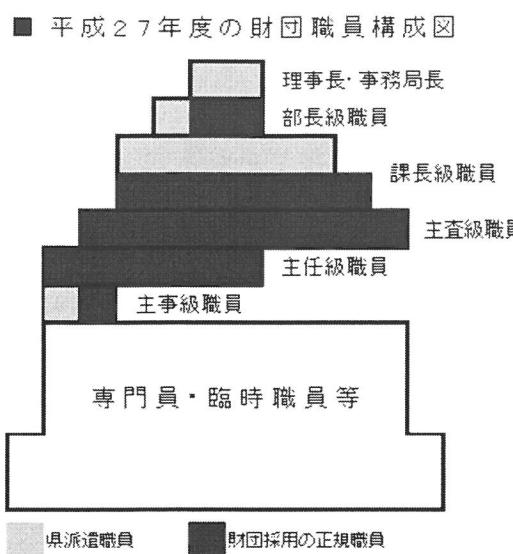
あなたの職場でも  
労働契約法の趣旨を汎  
かし、非正規を装つた  
任用更新では「雇止め」  
できない(しない)  
職場のルールを労  
使の合意でつくり  
ましょう。

正規の時代です。非正規で家計を立てなければなりません。不當な扱いではない事態はあります。

雇用労働者の約4割が非正規です。非正規で家計を立てなければなりません。

正規の賃金は低くてよ  
非正規は補助業務、  
雇も簡単、は時代錯誤  
方に勞働者が多數  
な「雇止め」  
を原則として、  
べき姿を考え  
なつていませ

が短くても本格的業務を求められている時代です。また財団は「残業がない」から補助的業務とも主張します。準法は「残業ナシ!」입니다。社会のあるまともな主張に



労働実態が正規の担うべき恒常的・基幹的業務でした

財団は「裁判反論書」のなかで「基幹的恒常的な性質を有する

業務を専門員に任せて  
しまうと、業務が滞る  
ううそのため、専門員

を、基幹的、恒常的な業務に従事させることは考えら

裁  
可  
が  
て

査のみで基幹的業務が  
完結できる」（同引用）  
などとあります。そし

を行わせる団体に埼玉県は財政支援をして

玉  
い  
偽装の非正規をなく  
運動をしましよう。

こんな主張を財団の専門員の方たちが見た  
ら怒ると思います。今日の非正規労働者全体  
を侮辱する主張です。

上図をご覧ください。財団の職員構成図です。  
見てのとおり、半数超  
が非正規の専門員と臨  
時職員です。非正規と  
はいえ、正規同様の実  
務を担わざるを得ない

職員構成と態勢です。金子さんの非正規扱いは偽装です！

こうした主張への財団の反論も「被告（財団）においては下位職員の方が数が多い、という事実も存在せず」（財団の反論書面の引用）などと、上位職員は正規が占め、金子さんは専門員が重要な達の専門員が重要な

主要事業である講師説明会の約2000件に及ぶ支払調書作成・発送、その他の現金管理等の業務が補助的・臨時的業務であるかの主張をしています。

これ、**偽装の非正規雇用**だと思いませんか。財団は、課長や主幹が一般職員が担うべき

裁判は毎回の開廷日には主張前に1週間約の期間で書面を出すことになります。



詮対応を行っています  
また、裁判が必要以上に長ければ、金子さんの家計の困難は増えことになります。財団は、非正規雇用が「家計補助」「軽易業務」「格差当然」とされた時代の発想を改めなくてください。

# 裁判で争われる何がていている

日常大量実務を担わなければならぬ態勢に陥ってしまったのです。

あげくに「課長や支  
査のみで基幹的業務が完結できる」(同引用)  
などと言います。そして、何千という伝票

訴訟姿勢も不思議な顔で、主に県は財政支援をして、埼玉県は常実務まで全て処理していったと言うのでしき。もしそうなら、課長や主査という処理をして一般職員の業務を行わせる団体に埼玉県は財政支援をして、

よ理遇ことになります  
みなさんの職場でも、  
2年後に迫っている、  
計年度任用職員制度  
のリセットにあたって、  
**偽装の非正規**をなくし、  
運動をしましよう。

止め自由」が許されるわけではありません。正規同様の働き方なら無期雇用が原則です。

過去に言われたそうですが、非正規は家計補助収入、誰でもできる仕事、雇止めされても社会的には問題出ない・・・そんな時代では

財団は、労働時間が正規より短いことを理由に雇止めを正当化します。しかし、少々短いだけです。多くの非正規労働者が、労働時間